

低入札価格調査基準価格等の算定基準の改定について

大阪府では、建設工事における低入札価格調査基準価格等の算定基準について、下記のとおり改定することとしましたのでお知らせします。

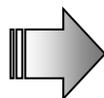
新しい算定基準は、令和4年6月1日以降に公告する案件から適用します。

記

(1) 建設工事の低入札価格調査基準価格（最低制限価格）の算定基準の改定

【R4.5.31 まで】

直接工事費	の	97%
共通仮設費	の	90%
現場管理費	の	90%
一般管理費等	の	55%
の合計額		
設定範囲：予定価格算出基礎額の 75～92%		



【R4.6.1 から】

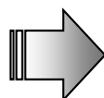
直接工事費	の	97%
共通仮設費	の	90%
現場管理費	の	90%
一般管理費等	の	<u>68%</u>
の合計額		
設定範囲：予定価格算出基礎額の 75～92%		

※例外措置：昇降機設備工事、浴槽設備工事及び交通信号機等製作工事は予定価格算出基礎額の75%

(2) 建設工事の失格基準価格の算定基準の改定

【R4.5.31 まで】

直接工事費	の	85%
共通仮設費	の	70%
現場管理費	の	70%
一般管理費等	の	55%
の合計額		
設定範囲：予定価格算出基礎額の 70～90%		



【R4.6.1 から】

直接工事費	の	<u>87%</u>
共通仮設費	の	70%
現場管理費	の	<u>80%</u>
一般管理費等	の	<u>68%</u>
の合計額		
設定範囲：予定価格算出基礎額の <u>75～92%</u>		

※令和4年6月1日以降の公告案件から、下線太字のとおり改定されます。

※上記に掲げる以外の業務については変更ありません。

○詳細は「[大阪府総務部契約局建設工事予定価格等算定要領](#)」及び「[予定価格等のランダム係数処理基準](#)」をご参照ください。

【問い合わせ先】

総務部 契約局 総務委託物品課

TEL 06-6941-0351（内線 5375）